

2022年4月15日

お客さま各位

岡山ガス株式会社

新型コロナウイルス感染者等発生時の公表および関係機関への報告について

新型コロナウイルス感染症に関する「感染者等発生時の報告の取扱い」について日本ガス協会より指針の変更が示されました。このため指針変更に対応するとともに、当社ビジョンに鑑み、お客さまが求める情報の発信ができるよう見直しを行い、下記の指針により公表を行うものいたします。

<新型コロナウイルス感染情報公表指針>

以下の状況に際しホームページ上で公表し、関係機関への報告を行う。

1. 各事業所においてクラスター（同一職場での5名以上の感染）発生時
2. 各事業所の従業員感染者数増加等による事業継続への懸念が生じた際
（例：業務形態の変更、一部業務の停止、事業所の一部閉鎖等）
3. 感染した従業員において、不特定のお客さまとの濃厚接触が認められた場合ⁱ
4. その他、会社が必要と判断した場合

以上

ⁱ 陽性となった従業員の行動履歴を調査し、不特定のお客さまと濃厚接触した可能性がある場合はその場所、時間など可能な範囲で公表するものとする。

【本件についてのお問い合わせ】

岡山ガス株式会社
総務部総務グループ
086-272-3111